

図書名	様式	記載要領等	要領第3条第1項第1号に該当	要領第3条第2項第1号に該当	備考
開発行為に伴う道路敷地に関する協議書	別紙様式1	申請人が法人の場合は資格証明書を添付。代理人に委任した場合は委任状添付。	○	○	
設計説明書	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第7号様式		○	○	
従前の公共施設(道路)一覧表	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第7号様式 付表1	開発行為の区域又は開発行為に関する工事の区域の中にある従前の道路の面積等を記載する。 なお、道路に管理換える水路は、新設する公共施設(道路)一覧表に記載し、かつ水路に関する協議書の従前の公共施設(水路)一覧表に記載する。 (従前の道路の面積) ①廃止(売払い)しようとする道路 ②付け替えしようとする道路 ③接続道路を改築(側溝改修、道路復旧等)する道路 ④新設道路内に存置する道路(記号) イからロ、ハの順に付番する。 なお、記号は新旧道路求積図と同じとする。	○	○	* 従前の公共施設がない場合は帳票のみを添付
新設する公共施設(道路)一覧表	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第7号様式 付表2	開発行為の区域又は開発行為に関する工事の区域の中に設置する新たな道路の面積等を記載する。 (新設する道路の面積) ①新設する区画道路 ----- 市に帰属 ②新設(拡幅)する接続道路 ----- 市に帰属 ③新設する自主管理道路(区画道路、接続道路) ④道路に管理換える水路(記号) ①から順に付番する。 なお、記号は新旧道路求積図と同じとする。	○	○	* 新たな公共施設がない場合は帳票のみを添付
案内図	縮尺1/2500程度		○	○	
公園(写)	① 開発行為の区域内の公園 ② 開発行為に関する工事の区域の公園 ③ 廃止又は付け替えしようとする従前の道路の沿道の公園	(公園) ①法務局の写しとする。 ②土地所有者名を記入する。 (開発行為の区域と開発行為に関する工事の区域) ①開発行為の区域の区界線を赤色の実線で表示する。 ②開発行為に関する工事の区域は、赤色の破線で表示する。 (進水路等の色分け) ①川崎市に帰属する道路を赤色で着色する。 ②従前の道路を茶色で着色する。 ③水路は青色、青地は緑色で着色する。 ④事業主に帰属する道路を黄色で着色する。	○	○	
現況図	縮尺1/500以上	開発行為許可申請に必要な添付図書一覧表31-3の例による。	○	○	
造成計画平面図	縮尺1/500以上	開発行為許可申請に必要な添付図書一覧表31-3の例による。	○	○	
土地利用計画図	縮尺1/500以上	開発行為許可申請に必要な添付図書一覧表31-3の例による。	○	○	
道路計画平面図	縮尺1/500以上	開発行為に伴い新たに設置する道路及び改築する道路の計画平面図を添付する。	○	○	
新旧道路対照図	縮尺1/500以上	(色分け)工事完了後の帰属別に着色する。 ①新設する区画道路及び新設(拡幅)する接続道路・市に帰属する道路(道路に管理換える水路を含む。)-赤色 ②自主管理道路-----着色しない(売払いをする部分も含む。)-黄色 ③存置する道路-----茶色 ・新設道路内に存置する道路 ・接続道路を改築(側溝改修、道路復旧等)し、存置する道路 ④新設道路内に存置する水路-----青色	○	○	
新旧道路求積図	縮尺1/500以上	● 新旧道路等を公園の一筆ごとに求積する。 (新設する道路の面積) ①市に帰属する道路 ②道路に管理換える水路 ③自主管理道路 (従前の道路の面積) ①廃止(売払い)する道路 ②付け替えした道路 ③存置する道路 ・新設道路内に存置する道路 ・接続道路を改築(側溝改修、道路復旧等)し、存置する道路 * 新設道路内に存置する水路の面積も求積する。 (記号) 従前の公共施設一覧表及び新設する公共施設一覧表と同一の記号を使用する。 (色分け) ・工事完了後の帰属別に着色する。 ・新旧道路対照図と同じ色で着色する。	○	○	
道路縦断面図	縮尺(H)1/500 (V)1/500	開発行為許可申請に必要な添付図書一覧表31-3の構造図の例による。 なお、道路擁壁、橋梁がある場合は、関係する図面を添付する。	○	○	
道路横断面図	縮尺1/50以上		○	○	
道路構造図	縮尺1/20~1/50		○	○	
道路附属物詳細図		・ガードレール、道路反射鏡その他の安全施設の詳細図 ・道路照明の詳細図	○	○	
道路占用物件表示図(道路平面図)	縮尺1/500以上	(占用物件の色分け) ・下水道管 - 茶色(分流の污水管は破線で表示) ・上水道管 - 青色 ・ガス管 - 緑色 ・電力ケーブル - オレンジ色 ・電話ケーブル - 赤色	○	○	
道路占用物件調書	占用物件位置図集の作成基準による様式	新たに設置する道路及び接続道路に設置する占用物件について、種類、規模等を記載する。 その他占用物件位置図集の作成基準による。	○	○	
道路占用物件位置図(道路断面図)	縮尺1/100以上	占用物件位置図集の作成基準による。	○	○	
道路占用物件構造図	縮尺1/50以上外	占用物件位置図集の作成基準による。	○	○	
開発区域内の権利者一覧表及び登記事項証明書	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則 第3号様式	・開発行為許可申請に必要な書類一覧表31-2の例による。 ・最新の登記事項証明書を添付する。 なお、廃止又は付け替えしようとする道路がある場合は、沿道土地所有者の権利者一覧表及び登記事項証明書を添付する。	○	○	
廃止又は付け替えしようとする道路の沿道土地所有者の承諾書	別紙様式5	・用途廃止の承諾書を添付する。	○	-	
	別紙様式5-2	・用途廃止・帰属の承諾書を添付する。			
		・印鑑証明書を添付する。(法人の場合は資格証明書も必要)			
廃止又は付け替えしようとする道路の町内会長の承諾書	別紙様式6	・用途廃止の承諾書を添付する。 ・町内会長の印鑑証明書は不要。	○	-	
市に帰属する道路の土地が申請人以外の場合、その土地所有者の帰属承諾書	別紙様式7	・印鑑証明書を添付する。 (法人の場合は資格証明書も必要) ・最新の登記事項証明書を添付する。	○	○	
廃止又は付け替えしようとする道路の沿道の土地に借地権、地上権等を有する者がいる場合はその者の承諾書	別紙様式5を準用	・用途廃止の承諾書を添付する。	○	-	
開発区域内に青地がある場合は財務省の承諾を得ている書面			○	○	
その他必要な図書			○	○	